

最高裁秘書第803号

令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月28日付け（3月3日受付、第031004号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（令和4年1月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

# 1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和4年1月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
事件別																	
総 数		224	216	238	678		139	151	129	419	4	583	646	721	1954	678	419
民事 総 数		194	176	204	574		124	141	109	374		502	554	626	1682	574	374
特別上告(テ)		1	2	1	4		2	2	3	7		2	2	1	5	4	7
うち少額異議																	
(旧法)																	
上告(オ)		57	52	57	166		31	45	33	109		155	168	199	522	166	109
(新法)		(51)	(46)	(55)	(152)		(27)	(43)	(28)	(98)		(148)	(157)	(186)	(491)	(152)	(98)
(並行)																	
上 告 受 理		71	65	71	207		42	58	40	140		206	229	257	692	207	140
(受)		(51)	(46)	(55)	(152)		(30)	(44)	(29)	(103)		(145)	(157)	(186)	(488)	(152)	(103)
(受理決定)				(1)	(1)			(1)	(1)	(2)		(1)		(1)	(2)	(1)	(2)
再審(訴訟)(ヤ)			1	2	3				1	1		1	1	2	4	3	1
特別抗告(ク)		37	34	38	109		43	30	29	102		41	48	46	135	109	102
(並行)			(1)	(1)	(2)							(2)	(1)	(2)	(5)	(2)	
許可抗告(許)			1	1	2							3	2	3	8	2	
再審(抗告)(ヤ)		24	17	26	67		3	3		6		71	87	96	254	67	6
民 事 雜(マ)		4	4	8	16		3	3	3	9		23	17	22	62	16	9
行 政 総 数		30	40	34	104		15	10	20	45	4	81	92	95	272	104	45
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)		11	10	11	32		6	3	10	19	1	19	23	27	70	32	19
(新法)		(9)	(7)	(10)	(26)		(5)	(3)	(8)	(16)	(1)	(17)	(16)	(25)	(59)	(26)	(16)
(並行)																	
上 告 受 理		10	10	12	32		6	6	9	21	3	27	27	39	96	32	21
(行ヒ)		(9)	(7)	(10)	(26)		(5)	(3)	(8)	(16)	(3)	(17)	(17)	(26)	(63)	(26)	(16)
(受理決定)											(3)	(1)	(1)	(1)	(6)		
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		1	5	2	8		2	1	1	4		1	5	2	8	8	4
(並行)																	
許可抗告(行フ)																	
再審(抗告)(行ナ)		8	14	8	30		1			1		32	33	24	89	30	1
行政 雜(行ニ)			1	1	2							2	4	3	9	2	

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和4.3.1 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段( )数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段( )数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[ ]数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

## 2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和4年1月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済	
総 数		97	103	100	300		88	116	123	327		(55)	168	(55)	147	(57)	155	(167) 470
総 数		45	44	47	136		50	48	56	154		(55)	126	(55)	115	(57)	127	(167) 368
訴訟事件	第一審判決に対するもの うち裁判員闘合																	
上告審	控訴審判決に対するもの うち裁判員闘合	45	44	47	136	50	48	56	154		(55)	126	(55)	115	(57)	127	(167) 368	
非常上告		3	6	2	11	5	4	5	14		(12)	13	(19)	20	(13)	13	(44) 46	
再審																	11 14	
総 数		52	59	53	164		38	68	67	173		42	32	28	102	164	173	
訴訟事件	再審請求		1	2	1	4		4		4		5	2	2	9	4	4	
事件以外の事件	上告受理申立て		1			1		1	1	2						1	2	
民事上告	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
民事受理	判決訂正申立て																	
事件以外の事件	特別抗告申立て		30	34	28	92		18	29	29	76		18	15	13	46	92	76
民事上告	医療観察再抗告		1	1	1	3			1	1		3	1		4	3	1	
民事受理	費用補償請求																	
事件以外の事件	上訴費用補償請求のあったもの																	
民事上告	刑事補償請求																	
民事受理	訴訟費用免除申立て		3	1	2	6		5	4	4	13		2		2	4	6	13
事件以外の事件	刑事難		16	21	21	58		14	30	33	77		14	14	11	39	58	77
民事上告	没収の裁判の取消し上告事件																	

### 3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
		39	50	46	135	
民事上告	総 数					
	判 決				2	2
	決 定		38	50	44	132
	そ の 他		1			1
民事受理	総 数		48	64	49	161
	判 決			1	1	2
	決 定		46	62	48	156
	そ の 他		2	1		3
刑事上告	総 数	50	5	48	4	56
	判 決		1			1
	決 定	41	4	41	3	47
	そ の 他	8	1	7	1	9
うち裁判員闘合						
うち裁判員闘合						

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和4年1月分

法廷別 受理事務 審理期間	総数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
		4年	3年	2年	元年	30年	29年	2月以内	3月以内	6月以内	1年内	2年内	3年内	5年内
民事上告	総 数	135	134	1				45	52	25	12	1		
	大 法 廷													
	第一小法廷	39	39					21	12	3	3			
	第二小法廷	50	50					10	23	13	4			
	第三小法廷	46	45	1				14	17	9	5	1		
民事受理	総 数	161	158	3				39	64	34	21	3		
	大 法 廷													
	第一小法廷	48	48					20	13	8	7			
	第二小法廷	64	63	1				9	29	16	9	1		
	第三小法廷	49	47	2				10	22	10	5	2		
刑事上告	総 数	154	4	149	1			36	94	23		1		
	うち裁判員関与	14		14				5	6	3				
	大 法 廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	50	3	46	1			10	35	4		1		
	うち裁判員関与	5		5				1	3	1				
	第二小法廷	48	1	47				12	26	10		.		
	うち裁判員関与	4		4				1	1	2				
	第三小法廷	56		56				14	33	9				
	うち裁判員関与	5		5				3	2					